

(別表1)

事業継続力強化支援計画

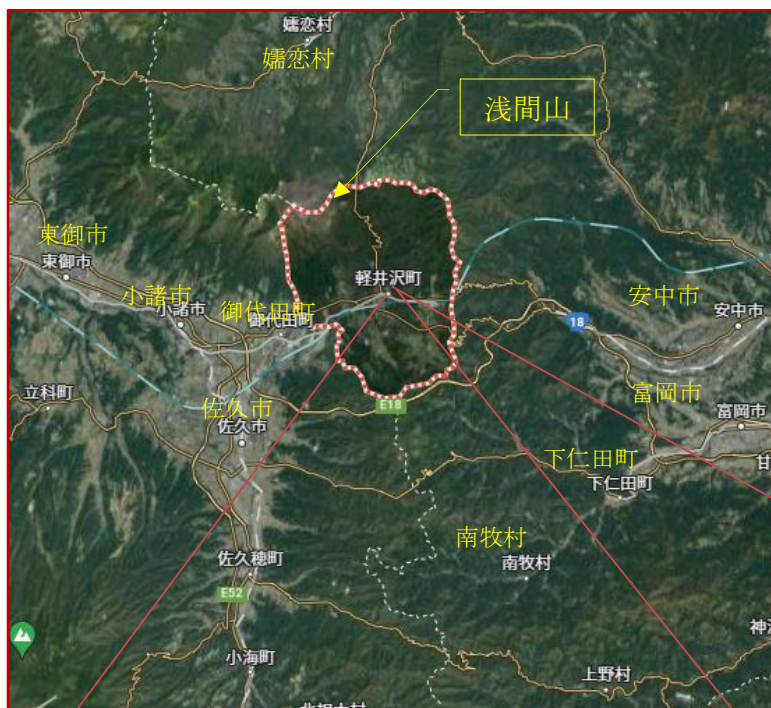
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報、軽井沢町が策定した防災マップ(令和6年5月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 地域の災害発生リスク

(1)-1. 軽井沢町の位置



長野県の東端、群馬県境に位置する軽井沢町は、浅間山(標高2,568メートル)の南東斜面、標高900~1,000メートル地点に広がる高原の町です。

町のシンボリック存在である浅間山は、日本を代表する三重式成層活火山で、昭和40年代までは毎年のように噴火活動を繰り返し、鬼押し出しなどの奇勝を生み出してきました。

気候は、亜寒帯湿潤気候(湿潤大陸性気候)に属し一年のなかで最も気温が高くなる8月の平均気温は20.8℃(最高:26.3℃ 最低17.1℃ 東京の8月の平均気温26.9℃)

図-1 軽井沢町の位置

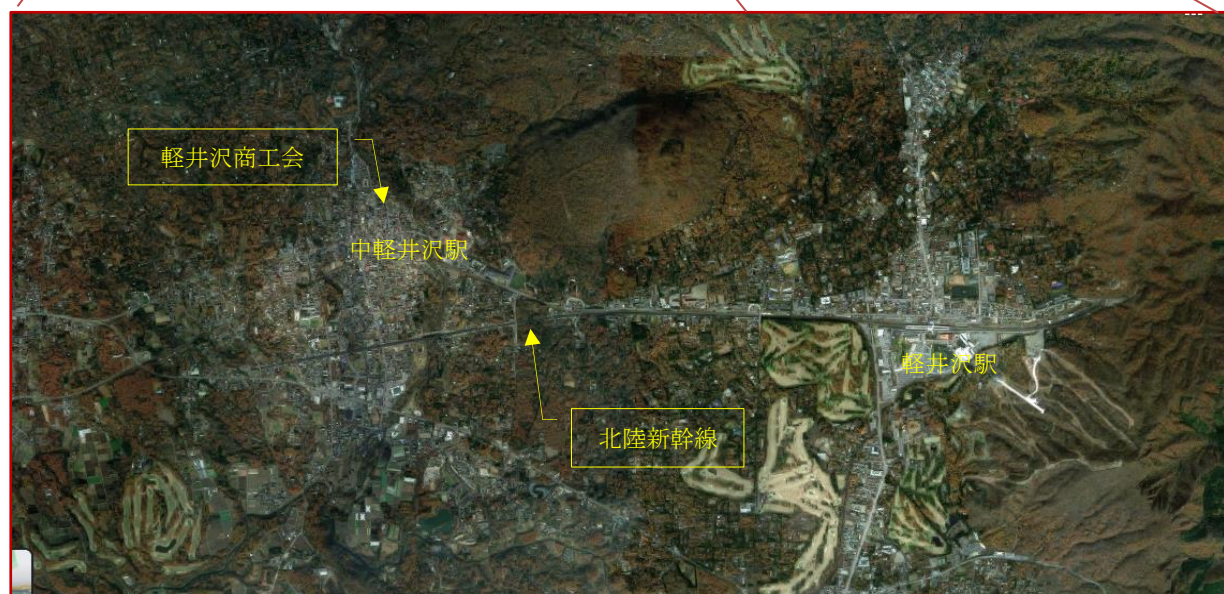


図-2 軽井沢町中心部拡大

(1)-2. 洪水ハザードマップ（軽井沢町洪水ハザードマップ）



図-3 軽井沢地域の河川図

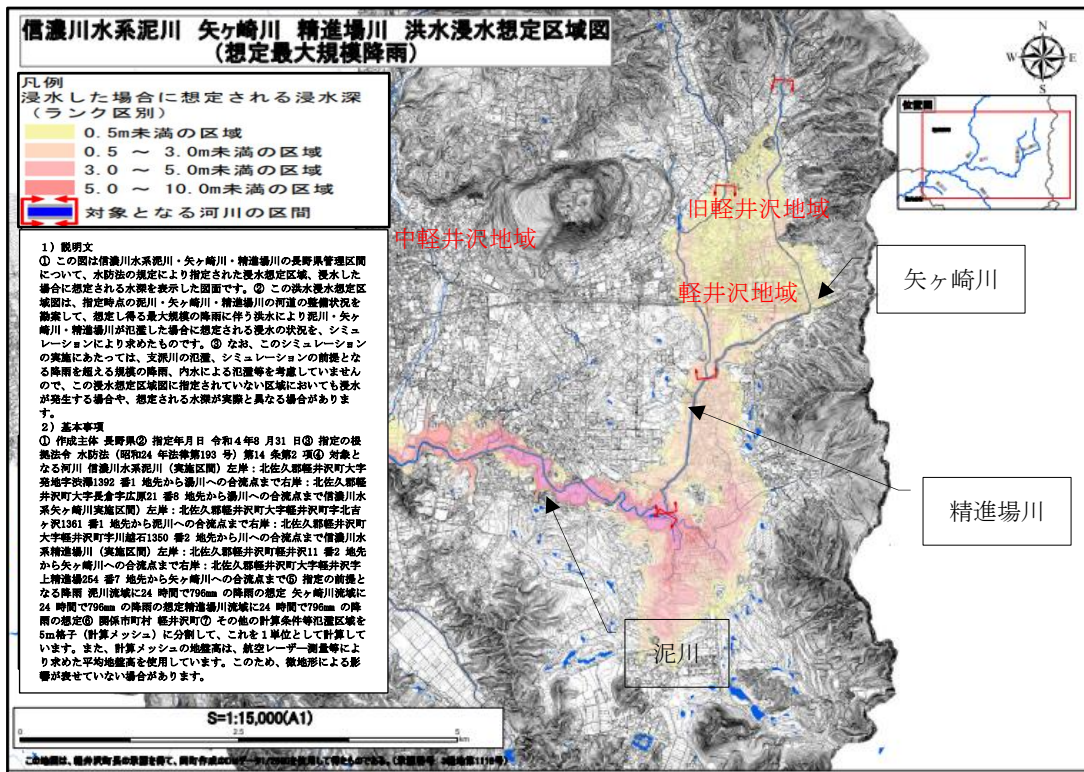
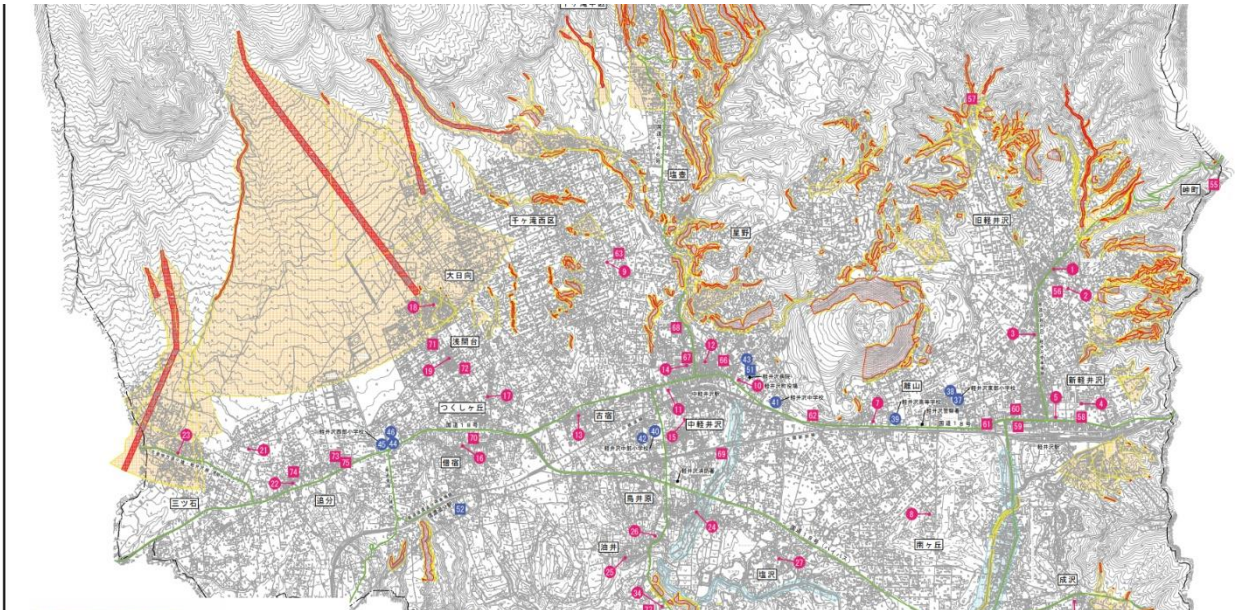


図-4 洪水浸水予想図

上図-3は、域内を流れる河川の位置を示したものです。河川はおおむね北東部の山腹に源をなし、南西に流れて湯川水系に集まり千曲川に注いでいます。同図-4は、1000年に1度の最大規模の降雨を想定し、洪水で河川が氾濫した際、浸水する危険性が高い場所をマップで示した物で浸水の範囲を深さに応じて、6段階に色付けしています。特に旧軽井沢地域と軽井沢地域は全域にわたり0.5m～3.0m未満の浸水深さが想定されています。

(1)-3. 土砂災害防災マップ



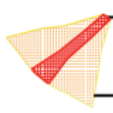
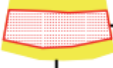
<p>自然現象の種類：土石流</p>	<p>平成27年3月30日長野県知事指定</p>
<p>  — 土砂災害特別警戒区域 — 土砂災害警戒区域 </p>	<p>○ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域</p> <p>○ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域</p>
<p>自然現象の種類：急傾斜地の崩壊</p>	<p>○ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域</p>
<p>  — 土砂災害特別警戒区域 — 土砂災害警戒区域 </p>	<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">土砂災害警戒区域（特別警戒区域も含む）の指定内又は隣接する避難所は、土砂災害発生の可能性があるときは使用せず近くの安全な場所に避難してください。</p>

図-5 軽井沢町中心地域の土砂災害ハザードマップ

地質構造を水系別にみますと、浅間山腹よりの水系一体は主として、浅間山の火山噴出物と第三紀の堆積物とによって大部分をしめています。矢ヶ崎川、泥川流域は新生砂土層が主で、水害による侵食に弱い箇所が分布しています。矢ヶ崎川及び精進場川上流の旧軽井沢、三笠地籍は特に新生砂土層が多く、豪雨等により川底の上下変化が生じやすく、土石流が発生しやすくなっています。発地川水系及び茂沢川、中沢川水系等は、八風山系より集水され、流域は第三紀の堆積物が多く、侵食されやすくなっています。

(1)-4 浅間山噴火災害

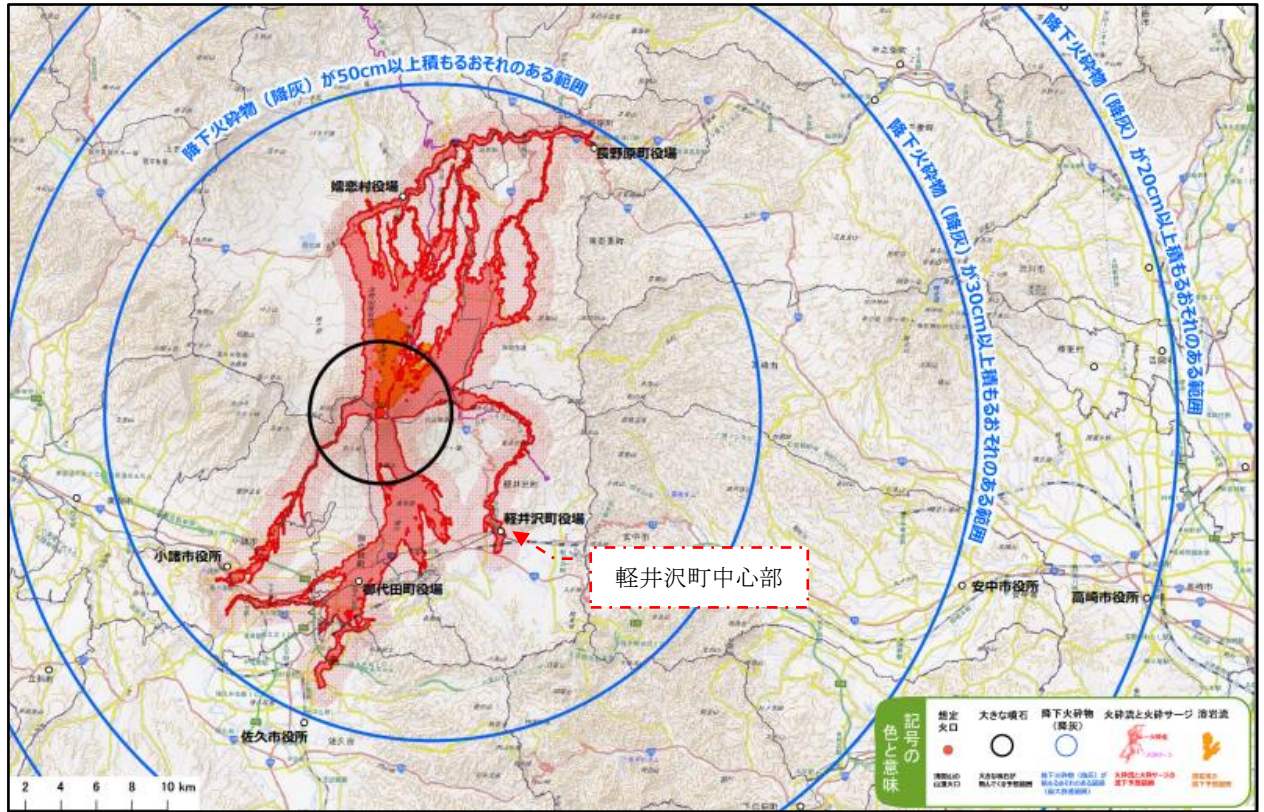


図-6 大規模噴火時の火砕流と降灰エリア

ア

イ

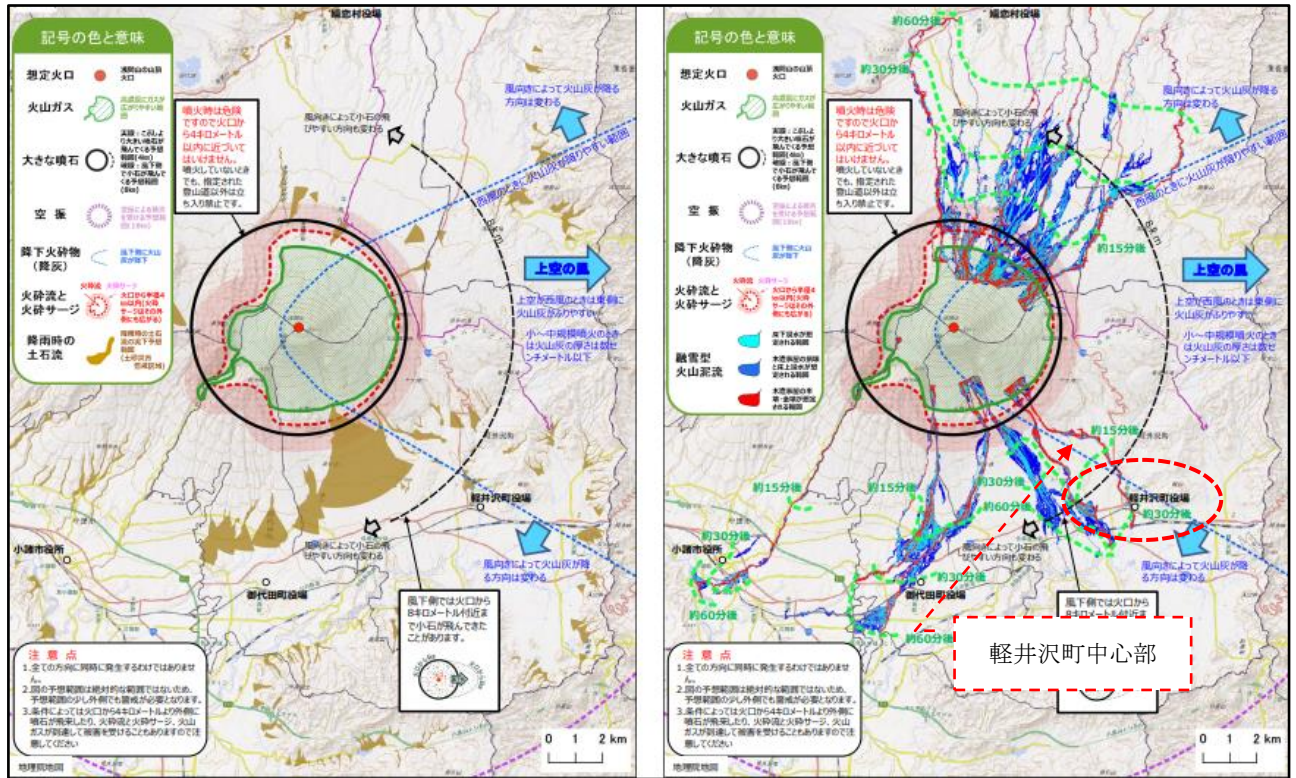


図-7 小～中規模噴火時の無雪期アと積雪期イ融雪型火砕流

図-6は、浅間山の大規模噴火時の火砕流と降灰エリアを示しています。

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらします。大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に秒速 100m以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も考えられます。

図-7は、小～中規模噴火時の無雪型と融雪型火砕流の影響範囲を示しています。

冬期間、山頂付近に雪が積もっている時期に中規模の噴火をし、火砕流が発生した場合、この火砕流により雪が解け、土砂や火山灰と一緒に斜面を高速で流れ下る融雪型火山泥流が発生するおそれがあります。浅間山においては、過去の噴火においても規模の小さな融雪型火山泥流が発生しており、過去の事例などから町に被害を及ぼす可能性は極めて少ないものの、万が一発生した場合、15分程で別荘地や住宅地に到達すると想定され、町からの情報提供前に被災する可能性もありますので、日頃より噴火に対する知識を身につけ、災害発生時には、自らの判断により早く避難をする必要があります。

(1)-5. 地震（J-SHIS(日本防災研究所) 2019年版データを引用する)



図-8 軽井沢町周辺の活断層分布

軽井沢町周辺の断層帯は、北部から長野西縁部、西南部に位置する糸魚川-静岡構造線断層帯(中北部、中南部)と伊那谷断層帯、更に東部の深谷断層帯が軽井沢町を取り巻くように分布している。これらの活断層地震による震度への影響を、次頁図-5及び表-1に示す。

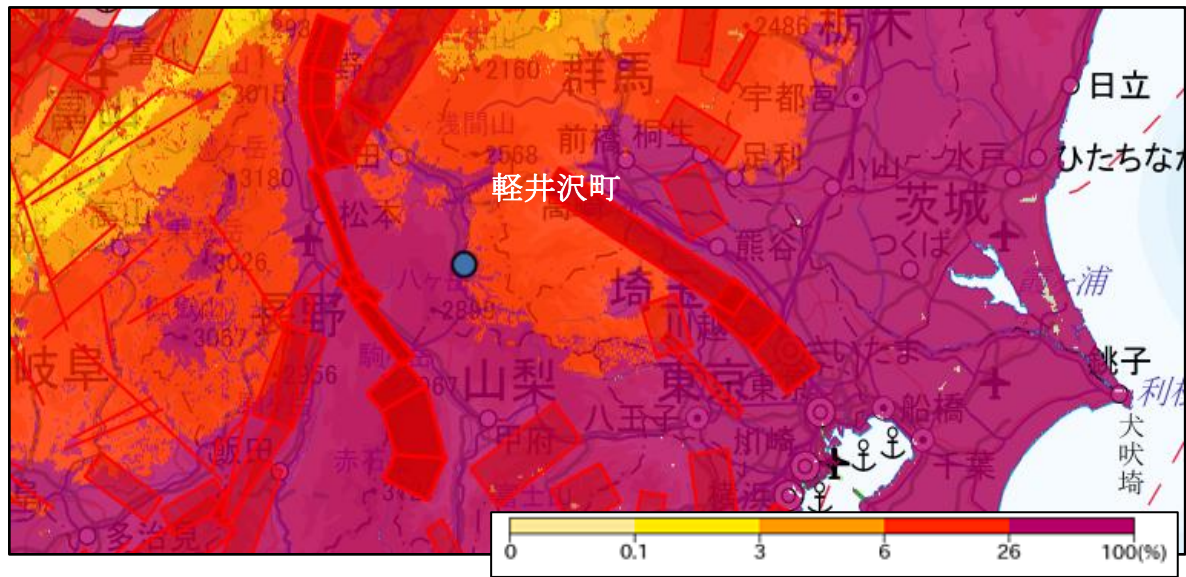


図-9 軽井沢町周辺の震度予想

表-1 軽井沢町が震度5強以上の揺れに見舞われる確率(%)

	長野西縁部 麻績区間	糸魚川-静岡構造線活断層		深谷活断層	伊那谷活断層
		中北部	中南部		
今後30年の間	1.0	21.9	2.85	0	0
今後50年の間	1.65	33.6	4.84	0	0

各断層地震の影響は、糸魚川-静岡構造線活断層地震による地震が最も大きいと予想されている。

(1)-6. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急なまん延により、軽井沢町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,316人
- ・ 小規模事業者数 1,276人

表-1 商工業者の業種別内訳

(令和6年4月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内事 業者総数	150	45	22	231	407	367	94	1,316
(内)小規 模事業者 数	121	45	22	231	407	367	83	1,276
立地状況	町内 広域に 分布	町内 広域に 分布	町内 広域に 分布	町内 広域に 分布	町内 広域に分 布	町内 広域に 分布	町内 広域に分 布	町内 広域に 分布

(3) これまでの取組

(3)-1 軽井沢町地域防災計画の策定（令和6年4月更新）

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、軽井沢町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし軽井沢町防災会議を定めている。

(3)-2 軽井沢総合防災訓練の実施

「住民・滞在客を守る防災・減災体制の整備」を柱に位置付け、軽井沢町地域防災計画の見直しや軽井沢町土砂災害防災マップ、洪水マップ、浅間山火山防災マップ等自然災害のハザードマップを作成周知するなど防災・減災への対応を推進してきました。

(3)-3 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

- ・ 地域防災の要である「消防団」の充実強化に向けた取り組みを実施。
- ・ 自主防災組織の強化に向けた啓発の実施。

- ・学校における防災教育のみならず、過去の災害記録の活用や自主防災組織との連携による避難所運営ゲーム等の体験型講座を実施

(3)-4 地震から命を守る建物の強靱化

- ・住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施
(県、連携して住宅所有者に耐震化の重要性を啓発するなどの取り組みを実施)
- ・被災者生活再建支援制度などの被災者支援制度の周知
(地震保険と併せ災害時の生活再建に資することを周知)
- ・家具の転倒防止対策の普及・啓発の実施
(住宅の中の安全対策の重要性を啓発する取り組みを実施)

(3)-5 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策

- ・大水害に対する「地域の取り組み方針」の策定と対策の実施 (社会全体で大水害に備える水防災意識社会の再構築に向け、「佐久圏域大規模氾濫 減災協議会」で取り組み方針を策定)
①想定最大降雨での洪水浸水想定区域図の作成・周知 ②水位計の新設 ③県との連携による水害対応タイムラインの作成
- ・「土砂災害防災マップ」を活用した土砂災害警戒区域等の周知 (土砂災害警戒区域等の周知や自主防災組織を主体とした避難訓練の実施を促進)

(3)-6 ホームページへの掲載

- ・長野県及び軽井沢町が作成した、洪水ハザード、土砂災害ハザード、浅間山噴火災害他のハザードマップを軽井沢町のホームページに掲載し常時閲覧のできるようにしている。

(4) 当会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・東京海上日動火災保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・軽井沢町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・新型コロナウイルスに対する対策 (危機管理マニュアルに策定済)

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組が漠然としており、発生時に何をすべきかわかりにくい。
- ・協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不在である。
- ・感染症対策において、町内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を
出社させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクフ
ァイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

3 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当会と軽井沢町との間における被害状況報告ルートを構築す
る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、町内において感染症発生時には速やかに拡大防止
措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年11月1日 ~ 令和11年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和6年に策定した「軽井沢町商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和6年6月に軽井沢町商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2)を作成

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外

も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・軽井沢町事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、軽井沢町、法定経営指導員)を催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、軽井沢町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害による発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、軽井沢町における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と軽井沢町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

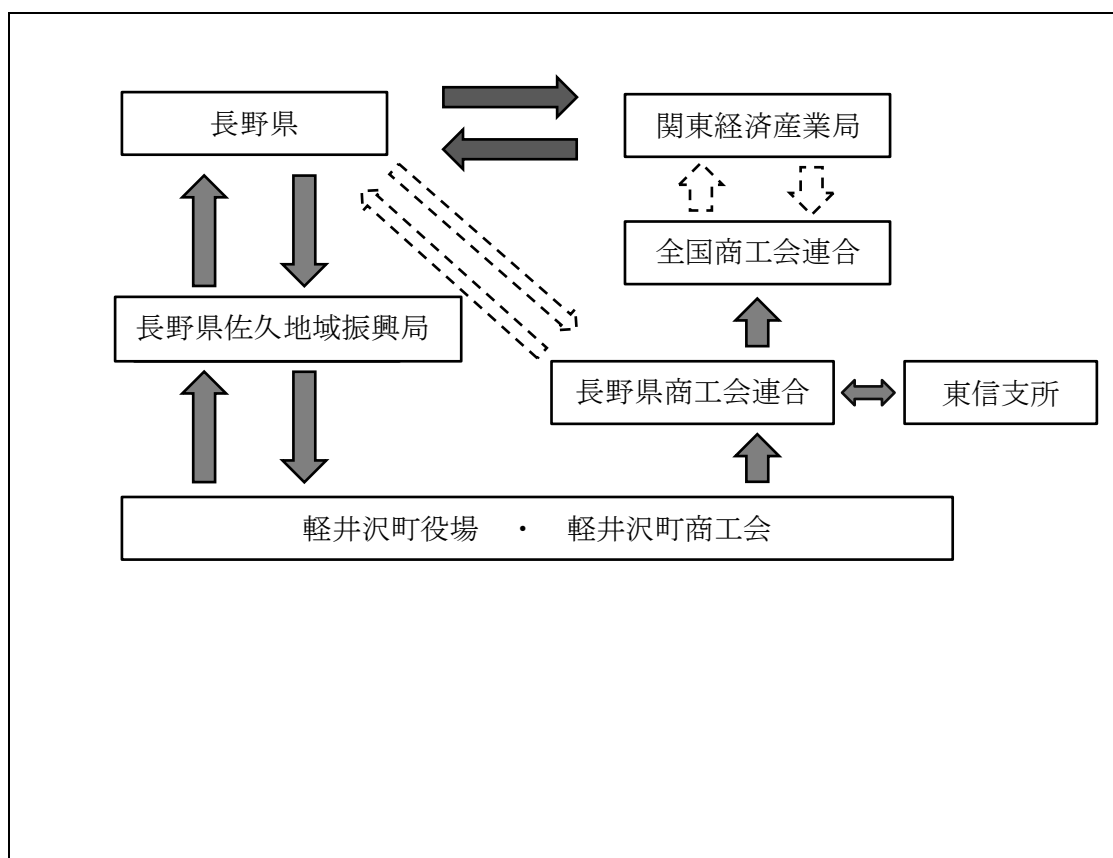
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、当商工会と軽井沢町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低3回(必要に応じて随時)共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と軽井沢町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と軽井沢町が共有した情報を、軽井沢町から佐久地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と軽井沢町が共有した情報を軽井沢町から佐久地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、軽井沢町と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れが小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

(5) 町内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制							
(令和6年6月現在)							
1 実施体制							
実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）							
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制							
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先							
<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>所属商工会</th><th>連絡先</th></tr></thead><tbody><tr><td>小林 恭平</td><td>軽井沢町商工会</td><td>後述3(1)参照</td></tr></tbody></table>		氏名	所属商工会	連絡先	小林 恭平	軽井沢町商工会	後述3(1)参照
氏名	所属商工会	連絡先					
小林 恭平	軽井沢町商工会	後述3(1)参照					
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）							
※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う							
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行							
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)							

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会

《軽井沢町商工会》

〒389-0112 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢9-3

TEL 0267-45-5307 / FAX 0267-46-1498

E-mail :office@shokokai.karuizawa.nagano.jp

《御代田町商工会》

〒389-0206 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2422-29

TEL 0267-32-5435 / FAX 0267-32-7043

E-mail :info@miyota.or.jp

(2) 関係市町村

《軽井沢町役場》

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

電話番号：0267-45-8579（観光経済課）

FAX 番号：0267-46-3165

電子メール：kankoshoko@town.karuizawa.nagano.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	25	300	300	300	300
・ 専門家派遣費		100	100	100	100
・ 協議会運営費	25	50	50	50	50
・ セミナー開催費		50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費		50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費		50	50	50	50
・ 備蓄品等					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2. 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、軽井沢町補助金、事業収入等

